

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第18号

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年大和市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条第1項」を「又は同法第66条第1項」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条第1項の規定による補導処分として同条第2項の規定により婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。